

果樹・野菜の果実は放置しないで下さい!

特に自家用で食べない果実は必ず処分して下さい!

長崎県内では令和3年5月～12月にかけて果樹や野菜の重要害虫であるミカンコミバエが見つかっています。本虫は13℃以下の低温では活動できないことから本県において越冬する可能性は低いですが、万が一越冬した場合には、春先の気温の上昇に伴い活動する可能性があります。その際、果樹や野菜の果実を園地や庭先に放置するとミカンコミバエの発生源となる恐れがあるので、不要な果実は処分して下さい。

ミカンコミバエのまん延防止にご協力をお願いします。

◎ ミカンコミバエとは?

ミカンコミバエは、**果樹や野菜の重要害虫**で、体長約7.5mm程のハエの仲間です。この害虫は、下記の多くの種類の果物や野菜に卵を産み付け、幼虫(ウジ)が中を食い荒らし、収穫できなくなります。

寄生する植物:かんきつ類、びわ、ぶどう、もも、なし、かき、いちじく、オリーブ、すもも、マンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、バナナ、いちご、カボチャ、キュウリ、スイカ、ニガウリ、トマト、ナス、シシトウガラシ、ピーマン、パプリカ等



← ミカンコミバエ成虫

幼虫による果実の食害 →



◎ まん延防止に向けたお願い

ミカンコミバエは、果樹や野菜の果実に卵を産み付けます。果樹で採り残した果実や地上に落下した果実、施設栽培では出荷できない果実を園地や庭先に放置すると増殖源になる可能性があるため、必ず地中に埋設するか、ビニール袋に入れて処分するなどの対応をお願いします。



果実の野積み状態の放置

《連絡先》

長崎県 農産園芸課 : 095-895-2933

農林水産省門司植物防疫所長崎出張所 : 095-822-2691

農林水産省門司植物防疫所伊万里出張所 : 0955-28-2573

最寄りの県振興局、市役所、町役場の農林業関係部署におたずねください。

更新日: 令和4年1月14日